⑹　「総合評価点」が同一となる入札参加者が複数存在する場合

「総合評価点」が同一となる者がいる場合は、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、「総合評価点」の順位を決定する。なお、入札参加者またはその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札執行事務に関係のないＮＨＫの職員がこれに代わってくじを引くものとする。

8　落札者の決定方法

⑴　上記１⑴①～⑨の９地区の決定方法

①　各地区における総合評価点の順位の最も高い者を「落札候補者」とする。

②　上記１⑴①②③の３地区、および④⑤⑥⑦⑧⑨の６地区に関しては、落札者となる地区数の上限は、それぞれ別途指定の用紙で提出した「同時受託可能地区数」とする。

③　「落札候補者」となった地区数が「同時受託可能地区数」を超えない場合は、落札者として決定する。「落札候補者」となった地区数が「同時受託可能地区数」を超える場合は、「同時受託可能地区数」を上限として、別途指定の用紙で提出した「受託希望順位」の高い地区より順に落札者として決定する。

④　上記８⑴③により、落札者が決定しなかった地区については、落札者として決定した地区数が「同時受託可能地区数」に達していない者のうち、「総合評価点」の順位が最も高い者を「落札候補者」とする。落札者は、上記８⑴③の考え方により決定する。

⑤　上記８⑴③、④の考え方により各地区の落札者を決定するものとするが、次のイあるいはロに掲げる場合に該当すると認められる場合には、落札者として決定した地区数が「同時受託可能地区数」に達していない者のうち、「総合評価点」の順位が最も高い者を「落札候補者」とする。なお、「落札候補者」がなくなった場合は入札不調とする。

イ．当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

⒤　本入札は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を設定している。

⒤　上記⒤の基準を下回った入札があった場合には、落札者の決定を「保留」し、調査のうえ、その結果を後日通知する。

⒤　上記⒤の基準を下回った入札参加者は、事後の事情聴取等に協力すること。

ロ．その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって、著しく不適当と認められる場合。

⑵　上記１⑴⑩の決定方法

各地区における「総合評価点」の順位の最も高い者を落札者として決定する。

ただし、「総合評価点」の順位の最も高い者が、次に掲げる場合に該当すると認められる場合には、他の者のうち、総合評価点の順位が次に高い者を落札者とする。

①　当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

イ．本入札は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を設定している。

ロ．上記イの基準を下回った入札があった場合には、落札者の決定を「保留」して終了し、調査のうえ、その結果を後日通知する。

ハ．上記イの基準を下回った入札者は、事後の事情聴取等に協力すること。

②　その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって、著しく不適当と認められる場合。

9　落札者決定の通知

⑴　上記１⑴①～⑨の９地区の通知方法

平成25年11月29日（金）17時00分までに各地区の開札の対象者に対して電子メールにより通知する。ただし、上記１⑴①②③の３地区、および④⑤⑥⑦⑧⑨の６地区のうち、それぞれ１地区以上で上記８⑴⑤イに該当する地区があり、当該地区やその他の地区の落札者の決定を「保留」する場合は、その旨を電子メールにより通知する。

⑵　上記１⑴⑩の通知方法

平成25年11月28日（木）の開札時に、各地区の開札の参加者に対して通知する。ただし上記８⑵①に該当する場合は、結果を後日通知する。

10　落札者の公表

落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名または名称、落札金額および落札者の決定理由、企画提案内容の概要について公表するものとする。

11　その他

⑴　契約手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

⑵　入札保証金および契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札は無効とする。

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　契約条項　業務委託契約書（案）による

12　本件に関する照会先

〒150―8001 東京都渋谷区神南２－２－１

日本放送協会　営業局営業推進センター　入札担当

電話03―5455―5186

HP　http://www.nhk.or.jp/boshu/nyusatsu25/

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、平成25年８月27日関東信越厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき、公告します。

平成25年９月13日

東京都豊島区南大塚２―26―20

テクノ菱和企業年金基金

清算人　能登　貞充

企業年金基金清算人退任公告

当企業年金基金は、平成25年８月27日をもって清算結了の承認を受けたので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　能登　貞充

２．住所　東京都豊島区南大塚２―26―20

平成25年９月13日

テクノ菱和企業年金基金

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成25年９月13日　大分県教育委員会

１　失効した免許状

⑴　氏名、本籍地、生年月日

岩尾　雅則、大分県、昭和39年３月27日

⑵　免許状の種類（教科）、番号、授与年月日

ア　中学校教諭一級普通免許状（国語）、昭60中一普第267号、昭和61年３月25日

イ　高等学校教諭二級普通免許状（国語）、昭60高二普第327号、昭和61年３月25日

⑶　授与権者　大分県教育委員会

２　失効年月日　平成25年８月９日

３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60～80歳、身長163㎝位、男性

上記の者は、平成25年４月17日、石川県河北郡津幡町字坂戸地内の竹林にて、死亡した状態で発見されました。検死の結果、死後５ヵ月から１年経過していると確認されました。身元不明のため、火葬に付し、遺骨は安置してあります。

心当たりの方は、当町町民福祉部健康福祉課まで申し出て下さい。

平成25年９月13日

石川県　津幡町長　矢田　富郎

無縁墳墓等改葬公告

久保墓地の廃止を予定しているため、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬いたしますのでご承知ください。

平成25年９月13日　福岡県飯塚市

１　墳墓等所在地　福岡県飯塚市津島461番地

１　墳墓等の名称　久保墓地

１　死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳

１　改葬を行おうとする者　福岡県飯塚市新立岩５番５号　飯塚市長　齊藤　守史